

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成30年3月28日（平成30年（行情）諮問第173号）

答申日：平成30年6月13日（平成30年度（行情）答申第124号）

事件名：特定事件番号に係る事件の裁判書類一式の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「裁判書類一式（特定課がなした処分の分）」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、「特定事件番号に係る裁判書類一式（当該裁判に関するドッジファイルに綴じられて保存されているもの）」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、164枚目に記載された電話番号を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年3月7日付け29受文科初第2726号により文部科学大臣（以下「文部科学大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

開示請求の内容がわかる請求をしている。意味のわかる補正文書を文部科学大臣等は作成していない。法務省が使用する用語を使用していない。法5条6号に該当しない。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 審査請求に係る行政文書について

本件審査請求に係る行政文書は、「特定事件番号に係る裁判書類一式（当該裁判に関するドッジファイルに綴じられて保存されているもの）」（本件対象文書）である。

本件対象文書の一部につき、法5条1号、6号本文及び口の不開示情報に該当することから不開示（原処分）としたところ、審査請求人から、原処分の取消しを求める旨の審査請求がされたところである。

#### 2 文書の特定について

当初、行政文書開示請求書の「1. 請求する行政文書の名称等」におい

ては「裁判書類一式（特定課がなした処分の分）」と記載されていた。

文部科学省としては、特定裁判所にて特定年月日判決の言い渡しがあった、特定事件番号特定事件に関する文書が上記文書に該当しうると考えた。

そのため、平成29年8月15日付け「行政文書開示請求書の補正について（依頼）」において、当該文書以外にどのような文書を想定しているか回答を依頼し、締切りまでに回答又は意見がない場合は、「特定事件番号に係る裁判書類一式（当該裁判に関するドッジファイルに綴じられて保存されているもの）」を今回請求の対象文書として特定する旨を審査請求人に伝えたところ、締切りまでに回答がなかったため、当該文書を特定した。

以上から、「特定事件番号に係る裁判書類一式（当該裁判に関するドッジファイルに綴じられて保存されているもの）」は、審査請求人の請求する行政文書に該当する。更に、念のため確認したところ、審査請求人の請求する行政文書に該当する文書は本件対象文書のほかには存在しなかった。

### 3 不開示情報該当性について

本件対象文書には、行政機関等の直通電話番号、内線番号（非公表のものに限る）、FAX番号、メールアドレスが記載されているところであるが、これらについては、次に掲げる理由から法5条6号本文に該当する。

すなわち、行政機関等の直通電話番号、内線番号（非公表のものに限る）、FAX番号、メールアドレスについては、公にされておらず、仮に公にした場合、いたずらや偽計等に使用されるおそれがあるため、「国の機関が行う事務又は事業に関する情報であって公にすることにより、当該事務又は事業の適性な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある。

したがって、本件対象文書の不開示部分に記録されている行政機関等の直通電話番号、内線番号（非公表のものに限る）、FAX番号、メールアドレスは、いずれも法5条6号本文所定の情報に該当するというべきである。

また、本件対象文書には、「文部科学省から法務省への回報」が記載されているところであるが、これらについては、次に掲げる理由から法5条6号ロに該当する。

すなわち、本件対象文書は特定事件番号に係る裁判に関する文書であるため、「争訟に係る事務」に関する文書である。また、仮に公にした場合、今後、訴訟の一方当事者である国が、具体的な訴訟に対処するために内部的に行った検討の経緯や対応方針に係る意見交換に関する情報が明らかとなることによって生じる不利益を回避するため、率直な意見交換や詳細な報告をすることをちゅうちょすることとなり、その結果、訟務部局内部における検討・協議に支障を来したり、個々の訴訟における国側の適切な対応を困難にしたりするおそれを否定できず、訴訟における国の当事者とし

ての地位が不当に害されるおそれがあると認められることから、「争訟に係る事務に関し、国の当事者としての地位を不当に害するおそれ」がある。

したがって、本件対象文書の不開示部分に記録されている「文部科学省から法務省への回報」は、法5条6号ロ所定の情報に該当するというべきである。

#### 4 原処分にあつたの考え方について

文部科学省においては、審査請求人の請求する行政文書に該当する文書は本件対象文書のほかに保有しておらず、また、本件対象文書の不開示部分に記録されている情報は、いずれも法5条6号本文及びロ所定の情報に該当するため、原処分の決定を行ったところであり、審査請求人の請求は理由がない。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |            |               |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成30年3月28日 | 諮問の受理         |
| ② | 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年4月23日    | 審議            |
| ④ | 同年5月28日    | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ | 同年6月11日    | 審議            |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件審査請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号並びに6号柱書き及びロに該当するとして、不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の特定を争うとともに、法5条6号による不開示部分（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めていると解されるところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 本件対象文書の特定について

(1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、本件対象文書の特定の経緯について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 処分庁としては、審査請求人が本件の開示請求のために来庁した際に、特定課が関連する直近1件の裁判記録を請求している旨聞き取りしていたことから、直近の裁判書類一式である本件対象文書を特定した。

イ なお、審査請求人に対し、締切りまでに回答又は意見がない場合は、本件対象文書を本件開示請求の対象文書として特定する旨を審査請求

人に伝えたところ、締切りまでに回答がなかった。

ウ さらに、念のため特定課の執務室及び書庫等を探索したが、本件対象文書の外に本件開示請求の対象として特定すべき文書の存在は確認できなかった。

(2) 諮問庁の上記(1)の説明に、特段不自然・不合理な点はなく、また、これを覆すに足る事情も認められないことから、文部科学省において、本件対象文書の外に本件開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

### 3 本件不開示部分の不開示情報該当性について

#### (1) 本件対象文書について

ア 本件対象文書は、文部科学省特定課が関連する、国を被告とした特定事件番号特定事件に関する裁判書類一式である。

イ そのうち、本件不開示部分は、裁判の対応を行った文部科学省及び法務省の担当部署の直通電話番号、内線番号、FAX番号及びメールアドレスの情報が記載されている部分(法5条6号柱書き該当)(以下「本件不開示部分1」という。)及び文部科学省から法務省への回報の情報が記載されている部分(同号口該当)(以下「本件不開示部分2」という。)であると認められる。

ウ なお、諮問書に添付された開示実施文書においては、平成24年5月11日付け法務省訟行第1789号に係る別紙及び別添部分が黒塗りされ隠されているが、当該部分は、法務省から文部科学省に依頼した調査事項等であって、一部開示決定通知書(原処分)の「2 不開示とした部分とその理由」に記載された文部科学省から法務省への回報ではなく、原処分において不開示とされた情報に該当しないので、黒塗りせず、開示を実施すべきである。念のため申し添えると、当該部分は、一般的な調査事項にすぎないから、法5条6号口に該当しない(平成25年度(行情)答申第286号参照)。

#### (2) 本件不開示部分1について

ア 諮問庁は、本件不開示部分1は、公にされておらず、仮に公にした場合、いたずらや偽計等に使用されるおそれがあり、国の機関が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨説明しており、この説明は否定し難いことから、本件不開示部分1(下記イの部分を除く。)は法5条6号柱書きの不開示情報に該当すると認められ、不開示としたことは妥当である。

イ しかしながら、本件不開示部分1のうち、164枚目の最下部に記載された担当課等の電話番号については、一般に広く公開されている番号であると認められることから、これを公にしても、国の機関が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認めら

れず、法5条6号柱書きに該当しないことから、開示すべきである。

(3) 本件不開示部分2について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分を不開示とすべき理由について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

(ア) 国を当事者とする訴訟は、当該訴訟を追行する法務省あるいはその管下の法務局（以下、併せて「訟務部局」という。）が当該訴訟で問題とされている行政事務を所管する行政庁に対して関連する事項について照会し、所管行政庁が当該訴訟に至った事実関係や相手方主張に対する当否、訴訟追行に関する意見等について書面で回答するという運用が行われている（この回答は「調査回報」と呼ばれている。）。

(イ) 当該部分に記載されている情報は、特定事件番号の裁判に係る調査回報に該当するものであり、これを公にすると、今後の訴訟の際に、文部科学省（所管行政庁）と法務省（訟務部局）が内部的に行う検討や対応方針等に関する情報が明らかになることを恐れて内部的な検討での意見交換や報告をちゅうちょすることとなり、調査回報の作成段階において率直な意見の記載を避けるなどせざるを得なくなると、訴訟における国側の適切な対応を困難にするおそれがあり、争訟に係る事務に関し、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあることから、法5条6号口に該当する。

イ 当該部分には、特定事件番号の裁判に係る調査回報の情報が記載されているところ、訴訟の一方の当事者である国側は、当該部分を基に検討及び協議を行い、主張・立証等の組立てなどを行うものであり、国の機関内部で使用するいわゆる手の内情報であると認められる。

当該部分を公にすると、今後、訴訟の一方当事者である国が、具体的な訴訟に対処するために内部的に行った訴訟対応方針に係る検討、意見交換に関する情報が明らかになることによって生じる不利益を回避するため、率直な意見交換や詳細な報告をすることをちゅうちょすることとなり、その結果訟務部局内部における検討・協議に支障を来たしたり、個々の訴訟における国側の適切な対応を困難にするおそれを否定できず、争訟に係る事務に関し、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示部分2は、法5条6号口の不開示情報に該当すると認められ、不開示としたことは妥当である。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号並びに6号柱書き及び口に該当するとして不開

示とした決定については、文部科学省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、164枚目に記載された電話番号を除く部分は、同号柱書き及び口に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、164枚目に記載された電話番号は、同号柱書きに該当せず、開示すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡，泉本小夜子，委員 山本隆司